

令和7年5月定例総会議事録

- 日 時 令和7年5月19日（月） 午前9時30分～午前10時36分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 - 第4号 令和7年度 最適化活動の目標の設定等
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）
 - 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転
 - 第5号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定
 - 第6号議案 土地改良事業参加資格交替申出
 - 第7号議案 令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する
点検・評価
 5. 閉 会

午前9時30分 開会

○ 会長

皆さん、あらためまして、おはようございます。

今年は、麦刈が始まっています。一番心配なのは、品質的な問題であります。

また、毎年のように農作業での事故が多発しておりますので、皆さん、十二分に注意していただきたいと思えます。

さらに、米の価格が高くなっているということについて、毎日のように報道されていますが、消費者にとって厳しい数字であります。消費者の方も理解していただきたいと思えます。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は22名で、定足数に達しておりますので、ただいまから、佐賀市農業委員会令和7年5月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出5件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知36件、報告第3号 使用貸借解約通知5件、報告第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出1件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出3件。

議案としては、第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）2件、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請12件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請6件、第4号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転26件、第5号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定68件、第6号議案 土地改良事業参加資格交替申出3件、第7号議案 令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価1件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、南部は5月9日、北部は5月12日に行っております。

また、調査会については、南部が5月13日、北部が5月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、7番委員の蒲原茂委員、8番委員の千綿文太郎委員の両名を指名します。

次に、ここで「常設審議委員会」に意見を求める案件について、今回は無かったことを

報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書 1 ページ及び 2 ページをお開きください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出

1～5

○ 会長

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出、報告番号 1 番から 5 番までの 5 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 3 ページから 10 ページまでをお開きください。

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知

1～36

○ 会長

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知、報告番号 1 番から 36 番までの 36 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 11 ページ及び 12 ページをお開きください。

報告第 3 号 使用貸借解約通知

1～5

○ 会長

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 1 番から 5 番までの 5 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 13 ページをお開きください。

報告第 4 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等

1

○ 会長

報告第 4 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 14 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出

1

○ 会長

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出、報告番号 1 番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 15 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出

1～3

○ 会長

局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出、報告番号 1 番から 3 番までの 3 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 16 ページをお開きください。

第 1 号議案 取消願（農地法第 3 条の規定による許可）

○ 会長

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）、審議番号1番を議題とします。
南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番について、申請人は、令和7年1月に農地法第3条の規定による許可を受けましたが、許可以前より申請人には、あっせんの調整が進んでおり、あっせん会議の前の段階で、かかわっていた分室職員が、本庁で売買の手続きをするように指示したため、申請人が、農地法第3条による売買申請を行い、誤った手続きとなってしまったものです。

その後、分室職員が誤りに気付き、申請人から、本来予定していた、あっせんによる申請を行うため、今回、取消願が提出されたものです。

この案件について調査会において審査したところ、取消事由はやむを得ないと判断し、願い出どおり取消相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願い出どおり承認することに決定しました。

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）

○ 会長

次に、審議番号2番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号2番は、普通売買の案件で、令和5年5月に農地法第3条の許可を受けていましたが、許可後、譲受人の健康上の都合により、耕作が困難となったことから、取消願が提出されたものです。

この案件について調査会において審査したところ、取消事由は、やむを得ないと判断し、願い出どおり取消相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、願い出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書17ページ及び18ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1～8

○ **会長**

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から8番までの8件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から3番、5番及び6番の5件は、普通売買の案件、審議番号4番、7番及び8番の3件は、贈与の案件です。

審議番号2番について、申請人は市外居住であり、通作にかかる時間が長く、また、経験のないバラのハウス栽培の計画であったため、調査会において申請人説明を求めました。

申請人から、バラの経験はないが、花きについては、10年ほど前から携わっているとの説明がありました。

また、週に4日は申請地に出向く予定であり、バラの作業を行う従業員については、3名ほどを確保している状況である旨の説明がありました。

委員から、遠距離通作に対応するための工夫を行ってほしいとの意見がありました。

また、委員から、バラのハウスを継承することについて、しっかりした協力者を立て、営農が継続できるよう取り組んでもらいたいとの意見がありました。

その他、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

この8件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この8件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から8番までの8件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 18 ページ及び 19 ページをお開きください

第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請

9～12

○ 会長

審議番号 9 番から 12 番までの 4 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号 9 番から 12 番までの 4 件は普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。この 4 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この 4 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 4 件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 9 番から 12 番までの 4 件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 20 ページ及び 21 ページをお開きください

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請

1～4

○ 会長

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請、審議番号 1 番から 4 番までの 4 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号 1 番は、転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道及び県道付近で、交通の便が良く、近隣に教育施設もあることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地南側の既設排水管について確認したところ、申請人より撤去する旨の回答がありました。

また、委員から、申請地は小学校に近いことから、工事の際には交通事故等に気を付けてもらいたい旨の意見がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第 2 種農地力の (ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第 2 種農地力の (イ) と決定しております。

審議番号 2 番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道付近で、交通の便が良く、近隣に商業施設があり、住環境が良いため、住宅地として適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地東側、田との境界の護岸をコンクリートブロックで施工することについて、強度面は大丈夫なのかとの意見があり、申請人から、境界について、強度を補うため、一般的な基準より短い間隔で控え壁を設ける計画であり、強度的に問題はない旨の説

明がありました。

また、委員から、申請地南側にも住宅地があるため、お互いの道路を利用する際、通行に係るトラブル等が起きないように、周知を行って欲しい旨の意見が出されました。

さらに、委員から、周辺は朝夕の交通量が多く、子どもたちの通行も多いため、工事の際には、特に安全への配慮を十分に行って欲しい旨の意見がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「農業用資材置場」の全体見直しによる農振除外を経た案件で、申請人は、ハウスでアスパラとトマトの栽培をしていますが、パレットやハウス用資材を置く場所が必要であるため、自宅に近い申請地を資材置場として整備したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「コンテナ置場及び作業場」の全体見直しによる農振除外を経た案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、今般、コンテナを設置し、椎茸の栽培を計画したところ、申請地は自宅に近く、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地南側水路法面の雑草管理について確認があり、申請人から、今後も継続して草刈り等の管理を行っていく旨の回答がありました。

また、委員から、雨水排水のため、素掘りの排水口をつくるなどの検討を行ってほしい旨の意見がありました。

さらに、委員から、申請地南側水路のコンクリートブロックについて、老朽化が進んで

いるよう見えることから、崩壊などが起きないように、問題があれば、すぐに対応してほしい旨の意見が出され、申請人から、了承する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この4件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

5・6

○ 会長

次に、審議番号5番及び6番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号5番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地の近くには教育施設や医療施設があり、交通の便が良く、住環境も良いことから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請地は、以前は造園業のため、庭木や庭石を置かれていた農地ですが、数年前に申請地の一部に丸太小屋や砂利敷を設置していたため、今回、丸太小屋と砂利を撤去し、農地

へ復旧されています。

委員から、農地復旧が不十分ではないかとの意見があり、対応について確認したところ、申請人から、現地に残る庭木や庭石はすべて撤去し、農業委員に確認してもらった後に、造成に着工することを確約する旨の回答がありました。

また、委員から、先に農地復旧を完全に行うべきではないかとの質問があり、申請人から費用面や契約上の問題もあり、農業委員と調整を図りながら、農業委員の指示に従い構築物の撤去や耕うんなど、対応可能な範囲で復旧を行ってきた旨の説明がありました。

申請地の周囲に庭木や庭石が一部残っているため、許可に反対する意見はあったものの、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、委員1名の反対はありましたが、賛成多数により許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は現在、借家に居住していますが、住宅の建設を計画したところ、申請地は、実家に近く、適地と判断し申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号5番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。はい、委員どうぞ。

○ 委員

本案件について、私は、現状復旧をすべきと判断し、北部調査会の採決で反対をしまし

たが、他の委員の多くは、賛成に回りました。それで、現地の写真を撮影し、これを南部の委員に見ていただき、判断を仰ぎたいと存じます。

○ **会長**

今回の案件について、現地の写真を拝見しました。また、北部調査会において、賛成多数で可決されています。総会というのは、相対的に可決するものですから、南部の農業委員にも、この写真を見て判断されて、採決をとりたいと思いますので、御協力のほど、よろしく申し上げます。はい、委員どうぞ。

○ **委員**

私といたしましては、北部の委員ではなく、南部の委員のみ現地の写真を見て判断し、採決していただきますようよろしく申し上げます。

○ **会長**

委員の意見として受け取ります。現地の写真は、南部の委員に見てもらいたいと思います。また、この案件について、南部の委員に御意見等がございましたら、よろしく申し上げます。はい、委員どうぞ。

○ **委員**

この写真で、現状復旧ができていないのは、どの辺りですか。

○ **会長**

委員どうぞ。

○ **委員**

申請地内にある樹木や石が現状復旧されていません。

○ **会長**

委員どうぞ。

○ **委員**

申請地にある多くの石は、産業廃棄物となるのですか。どの辺りまで、現状復旧が必要だと思われましたか。

○ **会長**

この案件について、私も現地調査に参加しました。以前、この案件に類似した案件もありました。どこまで現状復旧をしたら認められるのかについて、委員が言われていますが、今回は、業者が改善を行うと言われていることを踏まえ、北部調査会において十分審査した結果となっています。南部の委員にも、御理解のほど申し上げます。はい、委員どうぞ。

○ **委員**

申請地にある大きな2個の石は、譲渡人の父が設置したもので、譲渡人から、大きな石を撤去するのに、どれくらい費用がかかるのか分からないとのことで、譲渡人には、できる範囲内で農地に戻してもらいました。

また、大きな石2個は一時的に置いているだけで、産業廃棄物ではありません。さらに、申請地は、2棟の分譲地として開発される計画であり、申請地にある石は撤去し、樹木は全部伐採しないと宅地としては売れないわけです。つまり、石は撤去し、樹木は、全部伐採するということです。

○ **会長**

はい、委員どうぞ。

○ **委員**

違反転用物を業者が撤去するからと許可を認めるのであれば、それが、先例となるので、農業委員としては、原状復旧を確認した上で、許可を認めるべきでないかとの意見です。

○ **会長**

その他、何かありませんか。

それでは、これを持ちまして、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

○ **会長**

賛成の方、挙手をお願いします。

賛成多数により、異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページから25ページまでをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転

1～21

○ 会長

第4号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転、審議番号1番から21番までの21件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番から21番までの21件：110,824㎡について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この21件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この21件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この21件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から21番までの21件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書26ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転

22～26

○ **会長**

審議番号 22 番から 26 番までの 5 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号 22 番から 26 番までの 5 件：13,928 m²について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 5 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 5 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 5 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 22 番から 26 番までの 5 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 27 ページから 38 ページまでをお開きください。

第 5 号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定

1～52

○ **会長**

第 5 号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定、審議番号 1 番から 52 番までの 52 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 1 番から 52 番までの 16 件

新規 18 件 : 157,030㎡

更新 34 件 : 220,422.68㎡

について調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

この 52 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 52 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 52 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 1 番から 52 番までの 52 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 39 ページから 42 ページまでをお開きください。

第 5 号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定

53～68

○ **会長**

審議番号 53 番から 68 番までの 16 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号53番から68番までの16件

新規 2件： 14,800㎡

更新 14件： 67,020㎡

について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 16 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 16 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 16 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 53 番から 68 番までの 16 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 43 ページをお開きください。

第 6 号議案 土地改良事業参加資格交替申出

1～3

○ **会長**

第6号議案 土地改良事業参加資格交替申出 審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から3番までの3件について、調査会において審査したところ、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号1番から3番までの3件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書44ページをお開きください。

第7号議案 令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価

○ **会長**

第7号議案 令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価を議題といたし

ます。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

第7号議案 令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、調査会において審査したところ、原案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

第7号議案 令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、調査会において審査しました。

委員から、新規参入相談会に参加する際の流れについて質問があり、事務局より、相談会の開催時は関係部署からの声掛けを依頼していましたが、農業委員等の参加を必要とするような農地の確保等の内容ではないが多かったとの説明がありました。

その他、原案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、原案どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、第7号議案 令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価については、原案どおり承認することに、決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和7年5月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和7年5月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時36分 閉会